

# 泉大津市広報モニター設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、市の広報紙及び広報活動全般に関する市民の建設的な意見、要望等を聴き、今後のより効果的な広報活動に資するため、泉大津市広報モニター（以下「モニター」という。）を設置し、市民参加型の市政の推進を図ることを目的とする。

## (モニターの事務)

第2条 モニターは、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 広報紙及び広報活動全般に関するアンケート調査に回答すること。
- (2) 広報紙及び広報活動全般に対する意見及び提案を行うこと。
- (3) モニター会議に出席し、意見を述べること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

## (資格)

第3条 モニターは、市内に住所を有する満18歳以上の者であって、市政に対して公平かつ公正な意見を持つと認められるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除くものとする。

- (1) 国及び地方公共団体の職員
- (2) 国及び地方公共団体の議会の議員
- (3) 同一世帯において既にモニターがいる者

## (募集及び登録)

第4条 モニターは、広く市民から公募し、第7条の規定による申込みのあった第3条の規定を満たす者のうち、地域、年齢、性別等を考慮し登録する。

## (登録期間)

第5条 モニターの任期は、登録を行った日からその年度末までとする。

## (登録の取消し)

第6条 市長は、モニターが次の各号いずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める資格に該当しなくなったとき。
- (2) 登録の辞退の申出があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、登録を取り消すことが適当であると認められるとき。

(登録の申込み)

第7条 登録を受けようとする者は、泉大津市広報モニター登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(庶務)

第8条 モニターに関する庶務は、秘書広報課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、モニターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。